

## 長野県市町村合併審議会条例について

市町村課

### 1 制定の理由

市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、市町村合併審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### 2 市町村合併審議会の概要

調査審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な市町村の合併の推進に関する構想に係る事項</li> <li>・自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項</li> </ul>
委員の定数	10人以内
委員の構成	知事が任命した学識経験者（市町村長、農業・商工業関係者、大学教授等）
委員の任期	2年

### 3 施行期日

公布の日（平成19年3月22日）

### （参考）市町村の合併に関する構想の概要

#### <国>

市町村の合併の特例等に関する法律に基づく基本指針（平成17年5月31日告示）

1 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

2 構想を定めるに当たりよるべき基準

・構想の対象となる市町村

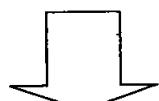
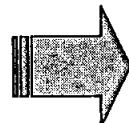
① 生活圏が同じで一つの行政区になるのが望ましい市町村

② 政令指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

市  
町  
村  
合  
併  
審  
議  
会

意見



#### <県>

### 市町村の合併に関する構想の策定

- ① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項
- ② 市町村の現況及び将来の見通し
- ③ 自主的な市町村合併を推進する必要がある市町村の組合せ
- ④ 市町村の合併を推進するために必要な措置

# 長野県市町村合併審議会条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定により、長野県市町村合併審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「| 固定資産評価審議会の委員 |」を

「| 市町村合併審議会の委員 | 固定資産評価審議会の委員 |」に改める。

# 「市町村の合併の特例等に関する法律」（抜粋）

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようすることを目的とする。

## 第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

### （基本指針）

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する構想を定めるに当たりるべき基準
- 3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （構想の作成等）

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。

- 2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
  - 二 市町村の現況及び将来の見通し
  - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
  - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項
- 3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （市町村合併推進審議会）

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。

- 2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- 3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。